

保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料の納付方法は次の2通りです。

①特別徴収(通常) 年金からの差し引きです。(手続きの必要は無く、条件が合えば自動的に適用されます) ■平成31年4月から年金からの差し引きによって納付	②普通徴収 納付書での窓口納付または口座引き落としでの納付です。(特別徴収の条件に該当しない場合の納付方法) ■平成31年7月から納付書または口座振替によって納付
--	---

◆特別徴収への変更

現在普通徴収の人で、平成30年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた人は、右の表のとおり平成31年度から特別徴収となる見込みです。

※年金受給額が年間18万円未満の人などを除く

◆口座振替への変更

後期高齢者医療保険料を特別徴収により納めている人は、申し出により口座振替による納付へ変更することができます。詳しくはお問い合わせください。

【平成31年度中に特別徴収に変更となる例】

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収開始月
平成30年4月2日～平成30年10月1日	普通徴収はありません	平成31年4月
平成30年10月2日～平成31年3月31日	平成31年7・8・9月	平成31年10月

国民健康保険税のお知らせ

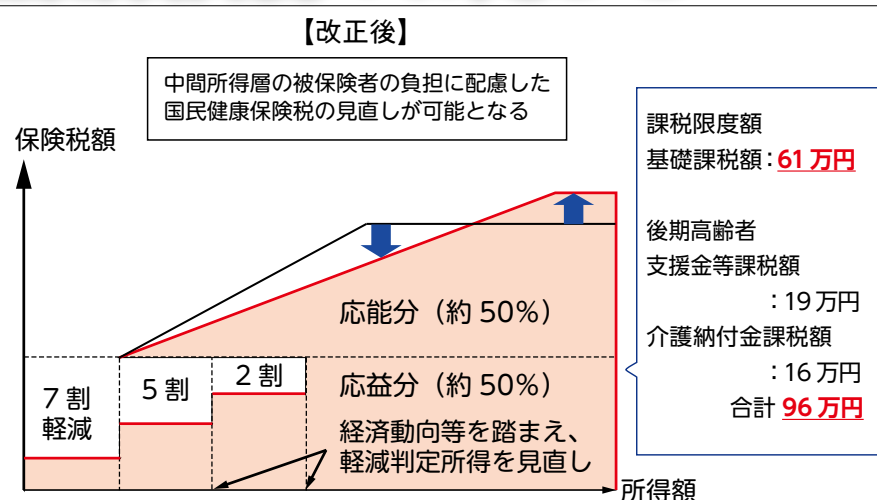
平成31年度から
氷川町国民健康保険税の主な変更点

●法令改正によるもの

◆国民健康保険税の基礎課税に係る課税限度額を61万円(現行:58万円)に引き上げられます。

◆5割軽減対象者となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を28万円(現行:27.5万円)に引き上げられます。

◆2割軽減対象者となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を51万円(現行:50万円)に引き上げられます。



軽減判定所得

7割軽減基準額=基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額=基礎控除額(33万円)+28万円×(被保険者数)
2割軽減基準額=基礎控除額(33万円)+51万円×(被保険者数)

賦課限度額

	賦課限度額		賦課限度額
医療保険分	58万円	医療保険分	61万円
後期高齢者支援金分	19万円	後期高齢者支援金分	19万円
介護保険分	16万円	介護保険分	16万円

●応益割に係る旧扶養減免の減免期間の見直しによるもの

平成31年度以降の保険税の算定に当たっては、後期高齢者医療制度と同様に、旧被扶養者に係る応益割について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、旧被扶養者減免を実施します。なお、旧被扶養者に係る応能割については、当分の間、旧被扶養者減免を実施します。

【お問い合わせ先】 町民課 国保年金係 ☎52-5851

後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料の決定方法

被保険者個人ごとの保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。なお、均等割額と所得割額は2年ごとに見直されます。

熊本県後期高齢者医療広域連合の
平成31年度の保険料率

○均等割額: 47,900円 ○所得割率: 9.26%

保険料額(年額)	=	均等割額 47,900円	+	所得割額 (総所得金額 - 33万円) × 9.26%
----------	---	-----------------	---	--------------------------------

※上限額 62万円 保険料率は平成30年度と同じです

保険料の軽減

所得の低い人や被用者保険(協会けんぽ・健保組合・共済組合など)加入者に扶養されていた人は、保険料の負担が軽くなります。なお、後期高齢者医療制度の持続性確保と現役世代との負担公平化のため、平成31年度から対象者の範囲や軽減割合が見直されます。



所得が低い人の軽減

◆保険料の均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額などに応じて、下表のとおり均等割額が軽減されます。これまで9割軽減の対象であった人は軽減割合が8割となりますが、介護保険料の軽減や年金生活者支援給付金の給付が併せて実施されます。また、5割・2割軽減の対象者が拡大されます。(太枠)

総所得金額の基準	軽減割合
[基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算した上で所得が0円となる人]	8割
[基礎控除額(33万円)を超えない世帯]	8.5割
[基礎控除額(33万円)] + [28万円×世帯の被保険者数] を超えない世帯	5割
[基礎控除額(33万円)] + [51万円×世帯の被保険者数] を超えない世帯	2割

◆被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた人は、特例措置として、保険料の均等割額が5割軽減されます(所得割額はかかりません)。なお、軽減割合に変更はありませんが、軽減期間が後期高齢者制度に加入した月から2年間となります。

◆対象となる人

後期高齢者医療被保険者の資格を得た日の前日まで被用者保険加入者に扶養されていた人

